

(様式 2)

京丹後市まちづくり基本条例素案の概要

1 趣旨・目的について

地方分権時代の中、京丹後市では、まちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方や大切にしたいことを、市民のみなさんや議会、市長・市職員がいつでも確認できるものとして当条例を制定し、自治と協働によるまちづくりを一層推進することを目的としています。

2 素案作成の経緯

京丹後市では、当条例の制定にあたり、市民との協働という観点を踏まえ、今まで以上に市民のみなさんの市政への参加を重視し、公募による市民のみなさん 14 人で組織する「京丹後市まちづくり基本条例の制定をすすめる会」(以下、「すすめる会」という。)を主体として、取り組みを進めてきました。

すすめる会は、平成 18 年 7 月に発足して以来、50 回以上の様々な協議のほか、市議会や高校生、区長の皆さんとの意見交換、また、市民アンケートの実施やフォーラムの開催などを行ってきました。

以上のような取り組みを踏まえ、すすめる会は、市民の目線から、わかりやすいということに重点を置き、「まちづくり基本条例素案」をまとめました。

3 素案の特徴

市民自ら考え行動していくことがいっそう地域の発展に繋がると考え、このことを将来にわたって継続していくためにも、次代を担う青少年の市民参加の保障や、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を規定しています。

また、少子高齢化、過疎化といった社会状況の中、一定の地域内における住民自治活動が非常に重要であると考えことから、市民のみなさんが住民自治活動への参加に努めることなど、住民自治に関して規定しています。

4 施行期日について

平成 20 年 4 月 1 日から施行予定